

○令和元年国土交通省告示第七百八十六号(地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準)

(令和元年十一月十五日)

(国土交通省告示第七百八十六号)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年／経済産業省／国土交通省／令第一号) 附則第二条の規定に基づき、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準(2において「気候風土適応住宅の基準」という。)は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 屋根が茅葺であること

ニ 次の(1)及び(2)に該当すること

(1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること

(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 屋根が以下の構造のいずれかであること

① 化粧野地天井

② 面戸板現し

③ せがい造り

(ii) 床が板張りであること

(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

附 則

この告示は、令和元年十一月十六日から施行する。

附 則 （令和六年六月二八日国土交通省告示第九七五号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし第八条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。